

古い相続にはご注意ください！

●はじめに

朝日司法書士法人の司法書士山口と申します。
今回は相続法(民法)についての話をします。相続法と言っても 2019 年から施行された新相続法のことではありません。少し古い相続法についてです。

●所有者不明土地問題

昨今、所有者不明土地問題がたびたび話題になります。これは相続登記をしないまま時が経ち、相続人が死亡したりして、相続人の特定が難しくなったことが原因で所有者が不明となった土地のことです。

一代や二代遡るくらいであれば容易ですが、三代四代、と時が経つにつれて、本来の相続人が死亡し、その子、その孫、ひ孫・・・と相続関係がどんどん複雑になってしまいます。

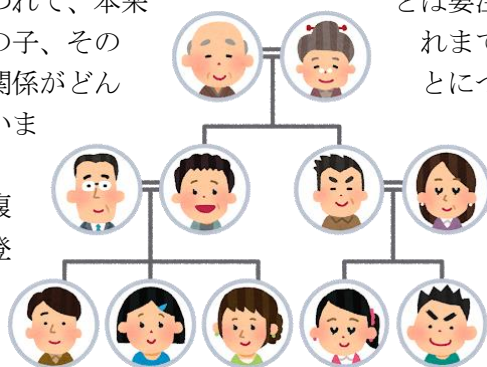
実際には、ここまで複雑にならなくても相続登記をしないまま放っておかれている土地というのは結構あるものです。

国も所有者不明土地を出さないよう、相続登記の義務化をする見通しであり、今後はそのような相続手続きが増えるかもしれません。

その際に気をつけなければならないのが「相続法」です。いつの相続を放っておいたか、つまり被相続人がいつ死亡したかによって相続のやり方が変わることがあります。実際に遭遇しそうな1つ前の相続法について見てみます。

●相続開始時期によって適用される法律が違うケース (昭和 23 年～55 年)

被相続人が昭和 23 年～55 年の間に亡くなった場合、法定相続分が現行法と違ったり、兄弟相続の場合の代襲相続人が一代限りでなかったりと今の相続法と大きく違う古い相続法を適用しなければなりません (図 1 参照)。



【図 1】

昭和37年改正法 (死亡日が昭和37年～昭和55年の場合)

= 相続順位と法定相続分 =

第1順位	第2順位	第3順位
配偶者 : $\frac{1}{3}$	配偶者 : $\frac{1}{2}$	配偶者 : $\frac{2}{3}$
子 : $\frac{2}{3}$	直系尊属 : $\frac{1}{2}$	兄弟姉妹 : $\frac{1}{3}$

= 代襲相続について =

兄弟姉妹の代襲相続については、現行法と異なり、無限に下の代へ落ちていきます。
cf. 現行法では兄弟姉妹の子一代限り

法定相続割合よりも相続人認定が今と異なることは要注意です。相続資格者を見落とすことはそれまでにまとめた遺産分割協議が無効になることにつながります。

●相続開始時期が更に昔のケース (昭和 22 年以前)

更に古い旧民法が適用となる相続 (昭和 22 年より前) では家督相続と言って武家社会の影響を受けた明治の価値観での相続処理がされます。今の法律とは全くの別物です (図 2)。

【図 2】

= 家督相続 =

- ・前戸主の有していた戸主の地位に基づく身分上・財産上の全てを1人の家督相続人が承継
→ 他は何ももらえない！
- ・戸主の死亡によってだけでなく、隠居などでも開始する
→ つまりは生前でも"相続"が開始する！

●おわりに

この様に、今の民法だけを知っていればよいものではなく、ときには古い戸籍をたどるように、古い法律もたどる必要があります。複雑な相続関係を調べるのはかなり労力がいります。相続登記などお困りのことがあればぜひ朝日司法書士法人へご相談ください。

(文責：山口亮二)